

石川県七尾市 竜門寺所蔵『伝光録』写本について

山 端 昭 道

ここに紹介する石川県七尾市竜門寺(曹洞宗)に所蔵される『伝光録』写本は、昭和四十七年五月に筆者が偶々同寺を尋ねた際、住持上田真英師の御好意に依り拝覧・謄写を許されたものである。<sup>3)</sup>

その奥書(後述)によると、天文十六年(一五四七)に、靈岩山興徳寺二世詰叟芳賢和尚がその松月斎において余人に書写させさらに自身で検討を加えたものである。これは書写年代からして、『伝光録』の現存最古写本である乾坤院本(永享二年—一四三〇—以降二・三十年間の書写)と、その後百六十余年〜百九十年近い年代を隔てて出現する江戸期の諸写本の中間に位置し、従つて乾坤院本から降つて江戸期の写本が出現する間の消息を物語り、かつ乾坤院本にみられる古い形態を推測せしむる資料的価値を有するものと考えられる。

この竜門寺所蔵本は、五巻五冊本である。外題(題簽)は、

「傳光録卷一、卷二、卷三、卷四、卷五」、内題は、第一巻が「傳光録卷之一(改行)紹理大禪師住能州洞谷山永光寺語録」、第二巻・第五巻が「傳光録卷之二、卷之五」、第三巻・第四巻が「傳光録卷三、卷四」、後題は、第一巻・第二巻・第五巻が「傳光録卷之一終、卷之二終、卷之五終」、第三巻・第四巻が「傳光録卷第三之終、卷第四之終」である。

配卷形式は、第一冊が釈迦牟尼仏章〜第十祖脇尊者章・第二冊が第十一祖富那夜奢尊者章〜第廿一祖婆須盤頭尊者章・第三冊が第廿二祖摩拏羅尊者章〜第卅三祖大鑿禪師章・第四冊が第卅四祖弘濟大師章〜第四十四祖投子山青和尚章・第五冊が第四十五祖芙蓉楷禪師章〜第五十二祖永平辨和尚章である。

奥書は、第五冊の最後に次の如く記されている。

干時天文十六季小春念八日於能州

興徳之松月齋寫旂早 (改行) 詰叟賢老拙 拜

雖穿鑿之晚学後生之以此筆書

寫之間失念落字烏焉馬誤可在者也

また、第一冊、第三冊、第四冊の巻末に夫々、「芳賢（花押）」「詰函賢拜」「詰函賢九拜」と自著がある。

### 三

次にこの竜門寺所蔵本の特色を二、三記しておく。

(1)この写本は、同年に芳賢和尚が書写した『七十五卷本法眼蔵』（七十五冊）と別人によって弘治二年（一五五六）に書写された『宗門伝灯秘録』と称する一本と共に、全く同じ装幀で一つの相箱に納められている。そして興徳寺第四世徳巖春播和尚は、次の如く箱書きしている。

正法眼蔵数七十五冊並伝光録五冊秘録一冊総数八十一冊也、興徳二代万松開山哲叟和尚御遺物尽末來際靈岩室中容易不可出也

かく『伝光録』が『正法眼蔵』と同時に書写され秘蔵されていることは、乾坤院本を書写した芝岡宗田和尚に『七十五卷本正法眼蔵』が、長円寺本の暉堂宗恵和尚に『八十五卷本正法眼蔵』の書写が、そして『伝光録』河村本の識語に、「然則是書与永平正法眼蔵同レ卷俱不レ可有レ不レ拜覽者也」とある如く、『伝光録』が『正法眼蔵』と切り離すことなく一体として伝写し護持されて来たことを傍証するものである。

(2)竜門寺本の伝写系統は、現存写本では永光寺本とそれを

竜門寺所蔵『伝光録』写本について（山端）

一にするものである。すなわち、両本は配巻形式や外題・内題・後題等が細部まで一致し、本文の錯簡・脱文も同様と云える。（錯簡では永光寺本独自の、例えば第六祖章中の長文が第七祖中へ雜入の例も同様。竜門寺本の脱文は永光寺本も同様、前者に在りながら後者には脱文であるのは、ほとんど短文でそれも誤記し易い個所と考えられる。）また、竜門寺本の訂正をすつかり取り入れ、その捨て仮名を送り仮名とした文章が、永光寺本の文体と一致する。従つて竜門寺本は、永光寺本を遡る一本か、あるいは少くとも先行する同一系統のものといえる。

(3)竜門寺本は、謄写の後に検討訂正が加筆されている点に特色がある。左の例文の如きである。（第三十三祖章中）

「師云諸仏妙理ハ文字ニ関アラカ領者ガイ非尼郷里ノ老旧告云能ハ是道人ナリ

請供養ヘシ四衆走來テ瞻礼ス近古寺ノ宝林居士〇地アリ」

「今信心既熟何衣乃争端ナリタセン故衣ハ汝カ身ニ留テ又携サレ受衣ノ人ハ命糸ヲカケタルカ如汝得法スト云トモ且カクレ行化スヘカラス」

「共送宝林寺ニ至韶州刺史史章イ吾牛抛大梵寺ニ請妙法輪ヲ転シ心地無相戒ヲ説ク門人記録シテ壇經ト云ス盛ナ繁ニ世ニ伝」

右のゴシック体の文字は、実際には「・」「——」で削除された文字で、右側に訂正加筆がある。この例文の個所は、『景德伝灯録』によって検討されているのであるが、元の文に必要以上の訂正を加えない配慮がある。（例えば、右の「尼郷里ノ著艾ニ告テ」は、『景德伝灯録』では「尼驚異之。告テ郷里著艾。」であるが、本文には「驚異之」を表す文がないから、ここ迄の訂正はされていない。しかし仙英開版本では、典拠に依つてこれをも訂正してしまつてゐる。）このような削除・訂正・加筆といつた検討と右側に添えた捨て仮名は、竜門寺本全体の至るところに見られるのである。そして先にも触れた如く、この訂正された部分をすつかり取り入れて、かつ捨て仮名を讀み易く読み下して送り仮名にした文章が、永光寺本の文体とほぼ一致するのである。また逆に、未訂正のまま、かつ捨て仮名を全て取り除いた文章は、乾坤院本のそれと非常によく一致するのである。この捨て仮名がすでに親本に全て存在したのか、あるいは芳賢和尚によつても加えられたものかは、明確に区別しがたいが、右のことは、竜門寺本を遡る一本が極めて乾坤院本と類似した読み難い、聴き書き的要素を多分に持つた文体であつた訳である。また、乾坤院本を遡る一本は、竜門寺本と同様の配卷形式を有した五巻本であつたと推定される点を考えると、両本が古く遡る点においてかなり近い結びつきを考へることも出来るのである。

紙面の都合で極めて簡略な記述となつたが、要するに竜門寺本は、聴き書き的要素を多分に持つた『伝光録』の古形を推定し、一方臨書の要素の多い江戸期の写本へと次第に整へられて行く過程を見る好資料といえよう。そしてまた、『伝光録』の伝写は単なる謄写ではなく、より善本への願ひ、より好本への努力が伴つていたことを知ることも出来よう。

1 その後『傘松』（福井県永平寺）八月号誌上・中外日報にて、これが発見された報告があつた。また故伊勢修道氏・駒大助教授河村孝道氏は以前からこの存在を知られていたといふことである。そして河村氏は先年この写本と共に秘藏される『正法眼藏』を補修されたと後で知つた。

2 箱書・竜門寺過去帳によると、芳賢和尚はその二年後に竜門寺三世に晋住、二年後に遷化された。尚、両寺は開山を同くし（喜叟周津）互に隣接していたが、興徳四世徳巖春播和尚が竜門五世に晋住したのを契機に、興徳寺は廢寺となつたといふ。

3 乾坤院本（二巻本）には、第十祖章末尾に空白あり表丁を改めて次章が始ること・第卅三祖章と次章の間に一頁分の空白があること（東氏校注本）、そしてこれと同系統の長円寺本が同じ五巻本であることは、遡る一本が竜門寺本と同一配卷形式と考へられる根拠となる。

〔追記〕 竜門寺方丈上田真英師、並に紹介の勞を載いた友人三野宗二氏（富山県水見市）に、深く感謝いたします。